

議案第31号

三朝町都市公園条例の一部改正について

次のとおり三朝町都市公園条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成17年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町都市公園条例の一部を改正する条例

三朝町都市公園条例(昭和44年三朝町条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
(行為の禁止) 第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 ただし、 <u>法第5条第1項</u> 、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。 (1)～(8) 略 (都市公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項) 第6条 <u>法第5条第1項</u> の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 2及び3 略	(行為の禁止) 第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 ただし、 <u>法第5条第2項</u> 、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。 (1)～(8) 略 (都市公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項) 第6条 <u>法第5条第2項</u> の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(3) 略 2及び3 略

(使用料)

第8条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項、第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(届出)

第10条 次の各号の1に該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届けなければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、都市公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 及び(3) 略

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 及び(6) 略

(使用料)

第8条 法第5条第2項、法第6条第1項及び第3項、第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(届出)

第10条 次の各号の1に該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届けなければならない。

(1) 法第5条第2項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、都市公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 及び(3) 略

(4) 法第11条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 及び(6) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第(8)条(1)

第(8)条(1)